

22 番	白井 淳 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p><b>1、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金の選定について</b></p> <p><b>【質問趣旨】</b>瀬戸市は、第6次総合計画において、中心市街地を新たな魅力を創出する拠点と位置付け、やきものの町ならではの歴史的価値を有する建物などについて、クラウドファンディングを活用して再整備していく考えである。当該事業は、民間事業者が同事業を活用して中心市街地に存する建物を再整備し、管理運営していくことに対し、予算の範囲内において補助金を交付している。令和3年度に入り、同事業に2件の申請があったようだが、補助金交付にあたりどのように事務処理が行われたのか伺う。</p>	<p>(1) 瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画で定めた区域の現状はどうか。</p>	<p>① 2005年国際博覧会を契機に、平成11年3月「瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画」を策定した。本計画は、「せともの」という本市特有の資源を最大限に活用し、中心市街地の活性化に取り組む決意を示しているが、計画策定から既に20年以上経過しているが、中心市街地等の活性化の進捗状況(政策実現)についての見解を伺う。</p> <p>② 当該計画の区域には、道路や河川等の都市基盤整備をはじめ、「パルティせと」、「瀬戸蔵」、「新世紀工芸館」等の再開発を含む公共施設整備や無風庵、窯垣の小径の整備が行われてきた。本市が支出してきたこれまでの投資的経費(公費)に対する成果、効果をどのように評価されるのか伺う。</p> <p>③ 当該計画によると中心市街地においては、市内郊外への宅地開発や各種量販店等の出店、人口減少・少子高齢化などにより、商業力をはじめとするあらゆる面において活力を失ってきていると指摘されている。「中心市街地再生」への取り組みも当該計画の重点施策とされているが、これまでの商業支援策についてどのような事業を実施してきて、その評価と課題はどうか伺う。</p> <p>④ 「中心市街地商業等活性化基本計画」で20年以上も取り組まれてきた各事業の目標や期間(タイムスケジュール)や手法(方法)、達成状況、成果等の中間報告含むスキームが作られていないが、その理由を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱に基づいてどのように審査が行われたのか。	<p>① 瀬戸市は、第6次総合計画において、中心市街地を新たな魅力を創出する拠点として位置づけ「瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金」を実施しているが、これは、中心市街地での「建物」を再整備し、管理運用していく事業に対する補助を行うものであるが、当該事業を実施することで、どんな効果・成果を考えているのか伺う。</p> <p>② 補助対象物件の「建物」とは、どのような条件が設定されているのか伺う。</p> <p>③ 当該活用事業補助金の対象建物については、補助金交付要綱第6条(1)～(3)に該当するものと規定されているが、補助金交付対象となる物件とは、どのような建物であるのか伺う。</p> <p>④ 当該活用事業補助金の事業認定は、事業選定委員会で、主に6項目の評価を審査することになっている。諸条件等を考えると、対象とする事業はかなり限定され、民間事業者の応募も限定的にならざるを得ないと思えるが見解を伺う。</p> <p>⑤ 令和3年度の当該活用事業補助金について、民間事業者から2件の申請が提出され、それぞれ事業認定がされているが、これまでの申請者数、交付額、主な事業内容を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 2 件の申請業者 (A と B) の事業内容については、必要性、公益性、発展性等、5 つの審査項目を通して審査が行われているが、委員から出された意見や改善案等はどうか伺う。</p> <p>⑦ 申請者 2 件の内、A 事業者は、同じ「建物」整備に関して、中小企業庁の事業再構築補助金に応募し交付決定されているが、当該事業は、開館に向けて敷地の動線及び展示整備を行う計画としている。当該建物の整備を行うため、どのような事業再構築補助金 (中身) であったのか伺う。</p> <p>⑧ 当該申請者は、本市以外の国等の補助金等を活用しているが、このことについて、当該活用事業補助金交付要綱上どのように審査が行われたのか。結論に至るまで、どのような意見が出され決定されたのか伺う。</p> <p>⑨ 2 件の事業計画等について、事業選定委員会の各委員から出された意見 (改善点含め) については、今後どのようにチェック (改善) されるのか伺う。</p> <p>⑩本市は、当該活用事業補助金による政策的な評価、又は成果・効果について、どのような指標を用いて判断するのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、本市契約に係るプロポーザル方式とトップセールスの手法について問う。</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>瀬戸市は地方自治法に則り、事業者との契約手続きについては、一般競争入札や指名競争入札、随意契約又せり売りによる方法をとっている。事業者等との契約に関する事務手続きについては、事案にもよるが、トップセールスの手法を使う場合もあるようだが、事業者選定や情報提供、契約手続きの透明性、公平性は担保されなければならない。理由は、自治体における公共調達財源は税金によって賄われているだけではなく、市民への説明責任を果たさなければならないからである。その視点を踏まえ当局に問うものである。</p>	<p>(1)、今回、ホテル誘致に関する契約手続きを踏まえて、本市の契約手続きについて伺う。</p>	<p>① 瀬戸市の契約について、地方自治法第 234 条第 1 項では、契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。本市で行われる公募型プロポーザル方式は、上記の内の随意契約の一形態と解釈するが見解を伺う。</p> <p>② 随意契約については、地方自治法第 234 条第 2 項に、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされており、具体的には地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定を示すものであり、そこには随意契約ができる場合として 1 号～9 号までの規定が書かれている。瀬戸市の場合もこれに該当するということがよいか伺う。</p> <p>③ ホテル誘致に係るプロポーザル方式の採用、すなわち随意契約によることにした根拠は、施行令第 167 条の 2 の 1 号から 9 号のうち何号に当たるのか伺う。</p> <p>④ 本市がプロポーザル方式をとる場合、その根拠となる①適用される号の規定及び② その号が適用できる理由について、プロポーザル方式を行うことを決定する際、決定を行う文書（決裁）において明記されるべきと思うが、市の見解を伺う。</p> <p>⑤ 公募型プロポーザル方式の実施について、例えば、京都府においては「公募型プロポーザル方式の透明性・公平性を確保し、事業者選定に対する府民及び事業者の信頼を得る。」等の理由からプロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図ることを目的として事務マニュアルが定められており、そこでまず①プロポーザル方式で行うことが適切かどうかの判断、②参加資格の要件等、入り口のところから委員会を設置し検討されることになっている。本市の現状は、透明性・公平性が確保されていると言えるのか見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) トップセールスはフリーハンドなのか。	<p>① トップセールスは、事案によっては有効な場合もあると考える。しかし、トップセールスを行うに際して、何らかの規定は存在するのか。トップセールスと言えど、本市の契約に係る情報発信である以上、地方自治法や地方自治法施行令の考えに則ったり、公平性・透明性の担保が必要だと考えるが見解を伺う。</p> <p>② ホテル誘致に関しては、市長自ら企業担当者に会うため当該事業者に訪問している。市はトップセールスの必要性や機会などを事前に考えていたようだが、トップセールスを行う上で、事前にどういう準備をしているのか。準備する過程や合意形成等の事務手続きを踏まえて見解を伺う。</p> <p>③ 本市は、ホテル誘致を含むトップセールスを行う場合、事業者との契約や事業者選定の事務手続きの透明性や公平性はどのように担保（確保）されているのか見解を伺う。</p> <p>④ トップセールスをする上でも、訪問する対象事業者をどのように選定したかなど透明性・公平性が確保されるべきだが、当該情報公開請求において資料（文書）はほとんどなかった。それは適正な事務だと考えてよいのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。